

九州地区子ども会育成連絡協議会 表彰規定

(目的)

第1条 子ども会ならびに子ども会の育成にあたっている指導者、育成者に対しその業績を表彰し、今後における子ども会の活性化・振興を図ることを目的とする。

(被表彰者)

第2条 被表彰者は次のとおりとする。

- 1 指導者、育成者で15年以上にわたり継続して子ども会活動の指導または育成に従事し、その功績が顕著であるもの。
- 2 各県・指定都市の事務局に5年以上勤務し、その職員が退職するとき。
- 3 九州地区子ども会育成連絡協議会（九子連）の発展に貢献し、退任するとき。

(推薦者)

第3条 推薦者は、各県・指定都市の会長とする。

(推薦方法)

第4条 被表彰者の推薦にあたっては、次の事項によるものとする。

- 1 第2条の1に該当する者については、各県・指定都市子ども会連合会によって既に表彰されており、会長が、功績顕著であるとみためたもの。
- 2 第3条に基づく推薦者の数は、第2条の1に該当する者については、各県・指定都市とも3名までとする。ただし九州地区子ども会育成研究協議会の開催県にあつては、5名までとする。
- 3 推薦にあたっては、第2条の1に該当する者は、様式1によるものとする。また、第2条の2及び3に該当する者は、様式2によるものとする。

(選考)

第5条 被表彰者の選考は会長、副会長、理事代表をもって構成する選考委員会で行う。
なお、選考委員会を開催しない時には、会長に一任する。

(表彰)

第6条 表彰にあたっては、次のとおりとする。

- 1 表彰の時期は原則として年1回とし、九州地区子ども会育成研究協議会開催時に行う。
- 2 被表彰者には、表彰状を授与することとする。
- 3 九子連理事を退任する者には、感謝状を授与することとする。

(その他の顕彰)

第7条 本表彰規定以外の表彰ならびに感謝状授与については、その都度理事会において決定する。

附 則

1. 本規定は、平成6年4月28日より施行する。
2. 表彰手続き等詳細は別に定める。
3. 平成7年4月28日一部改正
4. 平成15年7月1日一部改正
5. 平成22年4月18日一部改正
6. 平成25年4月19日一部改正